

人事行政の運営等の状況を公表します

市は、「立川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営に関する状況等について、市民の皆さんにお知らせします。市職員の給与や定員数、勤務条件や研修、福利厚生状況など人事行政全般について公表することで、公正性と透明性を確保し、適正な運営に努めてまいります。

職員の任免と職員数に関する状況

●職員採用・退職の状況（令和2年度）

区分	採用者数	退職者数						
			退職者内訳					
			定年	普通	分限	懲戒	失職	死亡
事務職	20人	23人	9人	14人	0人	0人	0人	0人
技術職	5人	12人	6人	6人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	6人	5人	1人	0人	0人	0人	0人
合計	25人	41人	20人	21人	0人	0人	0人	0人

●職員数の状況

⇒別紙「立川市の給与・定員管理等について」参照

●適正な定員管理に向けた取り組み

令和2年度に策定した「立川市第2次行政経営計画」に基づき、市民課の窓口対応業務における職員の役割の明確化と担い手の最適化を図ることや業務の見直し等により、定員の適正化に努めてきました。一方、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種や子育て／健康複合施設の建替えなどの新たな行政需要への対応を図りました。この結果、定数条例上の職員数は、令和3年4月1日には1,033人となりました。今後も持続可能な行財政運営の視点を持ち、新たな行政需要への対応を図りながら行政課題を見据えた上で、適正な定員管理に取り組めます。

職員の採用・昇任試験と選考の状況

● 職員採用試験の実施状況（令和２年度）

令和２年１０月以降採用（令和２年８月実施）

区分	受験者数	合格者数
土木技術	３人	１人
保健師	９人	２人

令和３年度採用（令和２年８月実施）

区分	受験者数	合格者数
一般事務	５４９人	１０人

令和３年度採用（令和３年１月実施）

区分	受験者数	合格者数
一般事務 (障害者)	１６人	１人
土木技術	４人	１人
建築技術	７人	１人
保育士	２０人	４人

● 昇任試験の実施状況（令和２年度）

立川市の職位は、部長－課長－係長－主任－主事となっています。そのうち、管理職（課長）と主任職への昇任について試験制度を導入しています。

区分	受験者数	合格者数
管理職	１０人	３人
主任	３０人	８人

職員の給与の状況

⇒別紙「立川市の給与・定員管理等について」参照

職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の 勤務時間	1 日の 勤務時間	勤務時間の割り振り			週休日
		始業	終業	休憩時間	
38 時間 45 分	7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時	土曜・日曜日

●休暇制度

職員の休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇に大別されます。

年次有給休暇の取得状況（令和 2 年度）

平均取得日数
14.8 日

※対象職員は、令和 2 年度全期間在職者（育児休業・休職者等を除く）

※再任用短時間職員を除く

特別休暇（令和 2 年度）

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権行使等休暇	必要と認められる期間
産 前 産 後 休 暇	出産の前後 16 週間（多胎妊娠の場合は 24 週間）
妊娠症状対応休暇	1 回の妊娠について 2 回まで、合計 10 日以内
早 期 流 産 休 暇	流産した日の翌日から起算して引き続く 7 日以内
育 児 時 間	1 日 2 回、合計 90 分以内
出 産 介 護 休 暇	2 日以内
育 児 参 加 休 暇	5 日以内
子どもの看護休暇	年度を通じ 5 日以内（子が 2 人以上は 10 日以内）
短期の介護休暇	年度を通じ 5 日以内（要介護者が 2 人以上は 10 日以内）
慶 弔 休 暇	1）職員が結婚する場合：引き続く 7 日以内 2）職員の親族が死亡した場合：親族等の区分に応じ、1～10 日以内 3）職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合：1 日
夏 季 休 暇	7 月から 9 月までの期間内に 5 日以内
生 理 休 暇	必要と認められる期間
母 子 保 健 休 暇	妊産婦の健診 1 回につき 1 日
妊 婦 通 勤 時 間	勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日につき 1 時間
災 害 休 暇	現住居が滅失又は損壊した日から起算して 7 日以内
事 故 休 暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	年度を通じ 5 日以内

職員の休業の状況

育児休業・部分休業の取得状況（令和２年度）

区分	男	女	合計
育児休業	19 人	39 人	58 人
部分休業	14 人	35 人	49 人

※人数には、令和２年度以前から継続して取得している職員を含みます。

職員の分限と懲戒処分の状況

●分限処分の状況（令和２年度）

分限処分とは、勤務実績が良くない、心身の故障で職務の遂行に支障がある、刑事事件で起訴された場合などで、職員が職責を十分に果たせないときに講じられる処分です。令和２年度の処分者数は、次のとおりです。

区分	分限処分			
	降給	休職	降任	免職
処分者数	0 人	23 人	1 人	0 人

●懲戒処分の状況（令和２年度）

懲戒処分とは、法令違反や非行のあった職員の道義的責任を問うために講じられる処分です。令和２年度の処分者数は、次のとおりです。

区分	懲戒処分			
	戒告	減給	停職	免職
処分者数	2 人	0 人	0 人	0 人

職員のサービスの状況

●サービスの状況

職員には、地方公務員法をはじめとする関係法令で、全体の奉仕者として職務を遂行するに当たって守るべき義務や規律が課せられています。

さらに、立川市では、公正性・透明性を高め、市民の信頼と負託に応えるために、コンプライアンス（倫理・法令遵守）の確保に努めています。

サービスの内容		令和2年度 処分者数
法令等および上司の命令に従う義務	法令等および上司の職務命令に、従わなくてはならない。	2人
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	0人
職務に専念する義務	法律や条例で特別の定めのある場合以外、勤務時間中全力で職務の遂行に当たらなくてはならない。	0人
政治的行為の制限	政治的団体の結成に関与する等の政治的行為の禁止ほか、一定の制限がある。	0人
争議行為等の禁止	ストライキ等争議行為は禁止されている。	0人
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可が必要である。	0人

職員の退職管理の状況

職員であった者は、退職後2年間、立川市の職員に対して、退職前の職務に関する働きかけをすることが禁止されています。平成28年度から立川市では「職員の退職管理に関する規則」を制定し、適切に運用しています。

職員の研修と人事評価の状況

● 人材育成基本方針の策定

職員一人ひとりが意欲を持って職務に取り組み、時代の要請に応えうる人材を計画的かつ積極的に育成するために、平成 18 年 9 月に「立川市職員人材育成基本方針」を策定、平成 27 年 5 月に改定しました。この中で、目指すべき職場像として「自律し、協働し、人を活かす職場」を、目指すべき職員像として「自信と誇りを持って、自ら考え、市民の立場に立って、凛として行動する職員」を掲げ、その実現に向けて研修制度や人事管理制度に関する諸施策に取り組んでいます。

● 職員研修の実施状況（令和 2 年度）

「立川市職員人材育成基本方針」に基づき、目指すべき職場像と職員像の実現に向け、職員の意識啓発・能力向上や職員の能力が最大限に発揮される職場づくりを目標に施策を展開しています。

区 分		研 修 名	回数	人数
階層別研修	新任職員研修	新任職員研修 1 部	1	27
	一般職員研修	政策提案研修	1	16
	主事職研修	人事評価研修（目標設定研修）	2	29
	主任職研修	新任主任研修	1	14
		クレーム対応能力向上研修	1	31
	係長職研修	新任係長研修	1	14
		その他係長職研修	2	32
	管理職研修	ハラスメント防止研修	3	73
		その他管理職研修	2	24
特別研修	人材育成主催研修	O J T 研修	1	223
		O J T フォローアップ研修	1	34
		議会傍聴研修	1	17
		普通救命講習研修	6	85
		ルックアップたちかわ女性会	1	2
		行政研修	1	27
		派遣職員報告会	1	29
		接遇力向上ワーキンググループ	1	17
		ユニバーサルマナーセミナー	1	24
	コンプライアンス研修	官製談合防止研修	1	37
		事務ミス防止研修	4	137
		コンプラディスカッション	1	1,585
	所管課主催研修	L G B T 研修	1	28
		障害者理解研修（わかってほしいオストメイト）	1	9

区 分		研 修 名	回数	人数
特別研修	所管課主催研修	ゲートキーパー養成講座	1	14
		被災者生活再建支援業務研修	4	22
		教育委員会研修	2	11
		その他所管課主催研修	1	14
	技術職研修	庁内研修	9	117
実務・専門研修	実務研修	ファイリングシステム研修	2	95
		例規システム操作研修	4	20
	専門研修	情報セキュリティ研修	15	493
		情報セキュリティ研修（eラーニング）	1	1,287
		専門研修（eラーニング）	1	13
		情報連携に向けた研修（eラーニング）	1	412
職場研修			28	217
派遣研修（他団体等派遣）	東京都		3	3
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		1	1
	長野県大町市		1	1
	岩手県大槌町		2	2
	全国市長会		1	1
	東京都市長会		2	2
	東京たま広域資源循環組合		1	1
	東京都後期高齢者医療広域連合		1	1
	東京市町村自治調査会		1	1
	民間企業・団体		1	1
	総務省自治大学校		1	1
派遣研修（研修機関等派遣）	東京都市町村職員研修所	職層別研修	34	90
		法務研修	5	10
		自治体経営研修	3	4
		情報処理研修	11	16
		技術職研修	3	7
		実務研修	9	18
		特別研修	15	74

区 分		研 修 名	回数	人数
派遣研修（研修機関等派遣）	自治大学校	第1部・基本法制研修・人材育成担当部局幹部セミナー	3	3
	市町村職員中央研修所	広報の効果的な実践 他	2	2
	全国建設研修センター		8	10
	その他派遣研修		47	68
自主研修		通信教育研修（公募）	13	16
		通信教育研修（短期主任）	1	9
		資格助成制度	5	5

※研修受講者の総延べ人数は、5,576 人です。

● 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、全職員を対象とした人事評価を年1回実施しています。この制度は、職員の能力・業績を公正に把握するためのもので、上司との面談や仕事の振り返りを通じて人材育成に活用しています。また、各年度の評価結果を翌年度の勤勉手当の成績率や昇給に反映します。

今後も、人事評価制度を人材育成や任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、組織の活性化を図ります。

対象職員	評価項目			評価方法	評価対象期間
全職員	業績	能力	全体	5段階評価	4月1日～翌年3月31日

職員の福祉と利益の保護の状況

● 福利厚生制度

立川市職員共済会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。共済会で計画実施される事業は、職員が負担する共済会費（給料の1,000分の4に相当する額）と市からの交付金で運営されています。

職員共済会の運営状況（令和2年度）

会員会費	交付金	会員数
16,390 千円	14,272 千円	1,089 人

●健康診断の実施状況（令和２年度）

区分	人数
定期健康診断	575 人
人間ドック	824 人
V D T 健康診断	159 人
生活習慣病健康診断	160 人
ストレスチェック	1,440 人

※一部健康診断の人数には、会計年度任用職員（社会保険加入者）を含みます。

●公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上での災害に対して、地方公務員災害補償法に基づき補償を行っています。

公務災害の発生状況（令和２年度）

区分	発生件数
公務災害	7 件
通勤災害	5 件

公平委員会の業務の状況

公務員として労働基本権の一部が制約されている職員の適正な勤務条件を確保し、また、身分保障を担保するために、市に対して中立的機関の公平委員会が置かれています。職員は公平委員会に、勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する審査請求、人事管理に関する苦情相談を行うことができます。

公平委員会での事案処理状況（令和２年度）

区分	新規件数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件
人事管理に関する苦情相談	0 件